倉吉市悪質電話勧誘被害防止事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、概ね65歳以上の高齢者もしくは知的障がい者（以下、「高齢者等」という。）で一人暮らしをしている者、高齢者等のみの世帯、日中に高齢者等のみとなる世帯等を対象に、警告メッセージ発信機能付き通話録音装置（以下「装置」という。）その他の機器を貸付け、高齢者等の悪質電話勧誘による消費者被害を未然に防止するとともに、録音データの活用等により消費者被害の低減を図ることを目的とする。

（設置対象者）

第２条　市は、市内に住所を有する者のうち、次に掲げるいずれかに該当する者に装置を貸し付けることが出来る。

（１）　一人暮らしをしている高齢者等

（２）　高齢者等のみの世帯に属する者

（３）　日中に前２号のいずれかに該当することとなる世帯に属する者

（４）　前３号に掲げる者のほか過去に悪質電話勧誘による消費者被害を受けた経験がある者等、その他の市長が必要と認める者

（借受の申込及び貸し付けの決定）

第３条　装置の借受けを希望する者は、通話録音装置借受申込書（様式第１号）に所定の事項を記入し、市長に提出して装置の借受けを申し込むものとする。

２　市長は、前項の規定による申込みがあった場合で、貸付けに供することができる装置の台数を確認し、貸付けすることが出来ると認めるときは、当該申込みを行った者に装置を貸し付けることを決定し、通話録音装置貸付決定通知書（様式第２号）により、通知するものとする。

３　装置の貸し出しは、１世帯に１個に限る。

４　貸付けの期間は、利用者から装置の返却に係る特段の申出がない限り、貸付を行った年度の末日までとする。ただし、市長が必要と認める場合は、利用者と協議のうえこの期間を延長することができる。

（機器の貸付）

第４条　市長は、装置の貸付けを決定した者（以下「利用者」という。）に対し、装置その他の次の機器を無償で貸付けする。

（１）　装置

（２）　電話機接続用モジュラーケーブル

（通話録音装置利用者台帳の作成）

第５条　市長は、利用者について、通話録音装置利用者台帳（様式第３号）を作成し、保管するものとする。

（機器の管理）

第６条　利用者は、借受けした機器（以下「借受機器」という。）を善良な管理者としての

注意義務をもって管理しなければならない。

２　利用者は、借受機器を損傷し、又は亡失した場合は、直ちに市長に報告しなければならない。

（録音データの取扱い）

第７条　借受機器の利用に際して、装置に保存された録音データの所有権は、利用者に帰属する。ただし、市長が必要と認める場合には、利用者に対し、同意の上録音データを提供するよう、求めることができるものとする。

（緊急通報システム機能の利用）

第８条　市長は、機器に緊急通報システムの機能を備えるものを貸し付ける場合にあっては、利用者が当該機能を利用する際の通報先となる相手方にあらかじめ了解を得るよう、必要な説明及び調整を行うものとする。

（機器の回収）

第９条　市長は、第３条第４項（貸付期間）の規定にかかわらず、利用者が機器の回収を申し出たときは、速やかにこれを回収するものとする。

（費用負担）

第10条　機器の利用に当たって必要となる経費のうち、次に掲げるものは、利用者の負担とする。ただし、第１号に掲げる経費は、利用者の故意又は重大な過失によるものに限る。

（１）　装置の修繕料

（２）　電気料

２　市長は、機器の貸付に際して、前項に規定する負担について、利用者に必要な説明を行うものとする。

（その他）

第11条　この要綱に定めるもののほか装置の貸付けに関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は平成27年９月１日から施行する。

附　則

この要綱は平成29年３月10日から施行する。